

木更津市保育施設等 設置運営事業者募集要項

〈令和10年4月1日開所〉

令和8年8月

木更津市こども未来部こども保育課

目次

1	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	募集施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	定員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
4	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
5	遵守すべき法令・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
6	設備に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
7	運営に係る条件・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
8	運営に関する給付費・・・・・・・・・・・・・・	P 10
9	整備方法について・・・・・・・・・・・・・・	P 11
10	応募手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
11	選考及び決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
12	欠格事項・禁止事項・・・・・・・・・・・・・・	P 14
13	スケジュール(予定)・・・・・・・・・・・・・・	P 15
14	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15

職員配置基準(参考)・・・・・・・・・・・・・・別紙1

施設面積基準(参考)・・・・・・・・・・・・・・別紙2

1 募集の趣旨

本市では、就学前児童数は減少傾向にある一方、共働き家庭の増加等による保育需要の高まりにより、保育施設入所希望者数が増加し、現在も慢性的に待機児童が発生している状況です。こうした中、待機児童の解消を目指し、保育士確保による提供量の増加を目指してきたところですが、市内保育施設の多くが、施設規模に応じた相当数の園児をすでに受け入れています。

こうした状況を踏まえ、待機児童解消に向けた今後の保育提供量の確保のため、令和10年4月までの開設を目指して、保育施設等を設置・運営する事業者(以下「運営事業者」という。)を募集します。

2 募集施設の概要

施設種別	保育所もしくは幼保連携型認定こども園
定 員	84名※(年齢区分ごとの内訳は下表のとおり)
受入年齢	0歳児から5歳児まで
募集区域	別添「人口集計表及び対象地区図」に示す町名の市街化区域内 (ただし、市街化区域に近接する市街化調整区域および「人口集計表 及び対象地区図」に示す町名以外であっても、対象町名に近接する 区域であれば可)
設置方法	新設又は既存物件(賃貸含む)の改修による設置
募集施設数	1施設
開設時期	令和10年4月1日(令和9年度中の開設も可)
開所時間	午前7時から午後7時までを含む12時間以上
整備方法	ア 就学前教育・保育施設整備交付金(自ら建物を新設し所有する場合) イ 保育対策総合支援事業費補助金(賃貸物件改修の場合) ※本市の予算成立を条件として補助制度が利用可能
募集対象者	法人格を有する者であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律 第65号)第7条第4項に規定する「教育・保育施設」を2年以上安定 的に運営しており、当該教育・保育施設を今後も継続して運営する 法人であること

3 定員について

【内訳】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育定員	3人	6人	6人	23人	23人	23人

※定員84名に対して、前後10%程度の増減を認めます。(最小76名～最大92名)
ただし、各年齢区分の定員数は次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 年齢区分間の大小関係を以下のとおりとすること
0 歳 < 1 歳 ≤ 2 歳 < 3 歳 ≤ 4 歳 ≤ 5 歳
- (2) 2歳児と3歳児の定員差を12名以上設けること
- (3) 幼保連携型認定こども園の場合は、満3歳児から5歳児を10名を上限として教育定員を設定すること。

4 応募資格

運営事業者は、募集対象者の要件を満たす法人であって、次の条件をすべて満たすこと

- (1) 社会福祉法、児童福祉法、子ども子育て支援法等その他保育所の設置・運営に関する法令及び通知、木更津市の指導を遵守し、保育施設等の設置・運営ができる者であること。
- (2) 実務を担当する職員が次のア又はイに該当し、社会福祉事業に関する知識及び経験を有すること。
ア 保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者
イ アと同等以上の能力を有すると認められる者
- (3) 本市の保育施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、本市が行う保育行政について積極的に協力できる者であること。
- (4) 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。また、事業実施予定地の住民と積極的に信頼関係を築くこと。
- (5) 応募に係る法人自らが保育施設等を設置・運営すること。
- (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第3項第4号に掲げる者に該当しないこと。
- (7) 役員等が、木更津市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 5 号)第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 3 号の暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項の暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 法人及び法人代表者(代表予定者を含む)が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、2年以上連続して損失を計上していないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な改善命令や指摘を受けていないこと。

5 遵守すべき法令等

保育施設等の整備にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととする。

- (1) 児童福祉法及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法及び関連法令
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(千葉県)
- (4) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(千葉県)
- (5) 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)
- (6) その他関係する法令・通知等

6 設備に関する条件

6-1 土地及び建物の位置

土地及び建物は、市街化区域内(原則として土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を除く)に位置するものとする。ただし、市街化調整区域内であって、市街化区域(特に保育需要の高い新興住宅地等※別表参照)に隣接している場所にある既存施設の改修による整備を希望する場合に限り、例外的に対象とすることができる。

- (1) 次のア・イのいずれかの方法により、運営事業者が土地・建物を使用する権利を有している又は取得することが確実に見込まれること。
 - ア 運営事業者が所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。
 - イ 貸与を受ける場合は、事業が安定的かつ継続的に運営されるために、次に掲げる事項を満たすこと。
 - ① 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ② 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ③ 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
 - ④ 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において10年以上、又はそれと同等と認められること。
- (2) 土地を取得する場合の取得価格は、路線価等に照らし、適正な価格であること。
- (3) 保育施設用地は、原則、園児送迎用駐車場を敷地内又は近接する敷地に確保することが可能で、かつ、送迎時に近隣住民の交通の妨げにならないよう、前面道路の幅員等に配慮し選定すること。
- (4) 都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用及び公有水路等の占用等、建築行為のために許可を要する土地については、整備着手までに許可が得られる見込みの土地であること。また、都市計画施設(道路・公園等)の区域に該当していないこと。
- (5) 原則として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域並びに水防法(昭和24年法律第193号)に基づいて指定された洪水浸水想定区域に指定されていないこと。

ただし、洪水浸水想定区域に該当する場合にあっては、安全計画及び緊急時・災害

時対応マニュアル等において、洪水浸水時における避難方法、避難先、保護者との連絡、職員体制等が具体的かつ適切に定められ、児童及び従業員の安全確保が十分に図られていると認められる場合に限り、例外的に対象とすることができる。

6-2 園舎等の構造・設備等

- (1) 園舎については、運営事業者が所有又は貸与を受けるものとする。
- (2) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ、ウ及びエに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 常用設備として「屋内階段」又は「屋外階段」が一以上設けられていること。
 - ウ 避難用として以下の何れかの設備が一以上設けられていること。
 - ① 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
 - ② 待避上有効なバルコニー
 - ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
 - ④ 屋外階段
 - エ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (3) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を3階に設ける建物は次のア、イ、ウ及びエに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 常用設備として「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段」又は「屋外階段」が一以上設けられていること。
 - ウ 避難用として以下の何れかの設備が一以上設けられていること。
 - ① 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
 - ② 建築基準法第2条第7号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
 - ③ 屋外階段

エ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(4) 既存建物である場合は、次のア・イ・ウを満たすこと。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けていること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、又は法適合が確認できる見込みのもの。

イ「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。

ウ 吹付けアスベスト等が不使用、又は除去等の措置済みであること。

(5) 原則として屋外遊戯場は同一敷地内に確保すること。

ただし、同一敷地内に確保できない場合は、事業所の付近(児童の歩行速度で約10分程度)に屋外遊戯場に代わるべき場所を確保すること。

(6) 園児送迎用駐車場を原則として同一敷地内に16台分以上確保すること。ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から100メートル(直線距離)以内の近隣の敷地での確保も可能とする。

(7) 運営事業者として選考後、建築確認申請前までに、図面関係(平面図及び配置図)と応募書類との整合性等について、本市の承認を得ること。

(8) 市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りやベビーフェンスを用いる等の間取り・設備を検討すること。

6-3 事業計画及び資金計画

- (1) 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、保育所等の建設に要する資金は、すべて運営事業者の負担とすること。
- (2) 設置予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、すべて運営事業者の負担とすること。
- (3) 保育所等の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、すべて運営事業者の負担とすること。
- (4) 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の 6 分の 1 に相当する額を普通預金、当座預金等により自己資金として確保しておくこと。
- (5) 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

6-4 通常保育以外の事業について

通常保育のほか、次に掲げる事業を実施すること。事業実施にあたっては、本募集要項の記載事項のほか、関係法令、各種事業実施要綱及び関連通知等の規定を遵守すること。なお、必須事業である延長保育事業以外の推奨事業を実施する場合は加点とする。

項目	内容	備考
延長保育	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業(必須事業)	・必須事業
保育ステーション	複数の保育施設への送迎・一時預かりなどを一括して行う拠点施設。	・推奨事業
一時預かり事業	通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的(月数回)又は断続的(週に2～3日)に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業。 ※3歳以上児の一時預かりを実施する場合は、3歳未満児のスペースと区画する等工夫を要する。	・推奨事業 ・原則は一般型で実施 ・余裕活用型も可
乳児等通園支援事業	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満のこどもへの遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行う事業。	・推奨事業 ・0、1歳児の受け皿が不足
休日保育	保育所に入所しており、休日に保育を必要とする乳幼児を、休日に預かり、必要な保育を行う事業(保育所の事業として実施すること)	・推奨事業
病児・病後児保育事業	(病児対応型または病後児対応型) 子どもが病気や病気の回復期にあり、保育所等に通えない場合に、医療機関や保育施設等で一時的に預かる事業。	・推奨事業
	(体調不良児対応型) 保育中に体調不良になった児童を保護者が迎えに来るまでの間、園内で一時的に看護・保護する事業。	・推奨事業
保育所地域活動事業	保育所が持つ専門的な知識・施設・人材を地域に開放し、地域全体の子育て力の向上と児童の豊かな育ちを支援することを目的とした事業。 例)世代間交流事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児相談等	・推奨事業
夜間保育事業	夜間に就労する保護者のために、夜間帯に保育を提供する事業。 通常の保育所よりも生活面の支援が強く求められる、特別な保育形態。	・推奨事業

※推奨事業について、実施は必須ではないが実施することが望ましい。

6-5 地域住民等への説明

- ア 本件募集への申請後、整備事業者に選定された場合は、速やかに応募事業者自らが、設置予定地が所在する地区の自治会や近隣住民等に対し、保育所を設置する計画があることを丁寧に説明し、理解を得ること。（自治会に関することの市所管課：市民活動支援課）
- イ 説明を行う中でいただいた意見などを参考に、提案内容に反映するなど、施設整備や開園後の運営に支障がないよう努めること。

7 運営に関する条件

(1) 定員

定員は84名程度とすること。

※詳細は「3 定員について」を参照。

(2) 開所時間及び休所日

ア 開所時間 月曜日から土曜日 午前 7 時から午後7時までを含む12時間以上

イ 休 所 日 日曜日、祝日及び年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)を休所日とすることができる。※休日等を含めて年間を通じて開所する場合は、加算の要件を満たす場合に休日保育加算の対象とする。

ウ 延長保育 保育標準時間又は短時間の終了後1時間以上の延長保育を実施すること。

(3) 給食の提供

ア 児童に対し自園調理(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)第15条の規定により、当該保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。ただし、同条例第46条の規定により、満三歳以上の幼児に対する食事の提供については、当該保育所外で調理して搬入する方法により行うことができる。

イ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。

ウ 食育基本法(平成17年法律第63号)や保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

カ 保育所等の利用児童に間食を提供すること。

(4) 衛生管理及び健康診断

- ア 給食施設・設備をはじめとする施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。
- イ 児童の健康状態及び発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

(5) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(平成 29年4月3日雇児発0403第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施すること。

ア 対象児童

運営事業者が運営する保育施設等を現に利用している児童のうち、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、同所の利用を必要とする者。

イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を 2 人以上配置すること。なお、うち 1 人は常勤職員とすること。

ウ 時間帯

次の表の左欄に掲げる開所日(「6(2)開所時間及び休所日」のイ 休所日を除く。)において、それぞれ右欄に記す時間帯で行うこと。

開所日	実施時間
月曜日から土曜日まで	保育標準時間認定子どもを対象とするもの 1日11時間を超える場合に対して実施
	保育短時間認定子どもを対象とするもの 1日 8 時間を超える場合に対して実施

エ 延長保育料

延長保育料は、運営事業者が額の決定及び徴収をし、事業経費に充当すること。

(6) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業は推奨事業だが、審査項目における評価対象となるため、実施の有無や方針について事業計画書に明記すること。

ア 対象児童

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもとする。

イ 子どもの預かり

- ① 本事業を実施するために、通常保育の定員とは別に、事業実施のための定員を確保し、対象となるこどもに支援の提供を行う。なお、1歳児の定員を必ず2名以上確保すること。
- ② 原則として、開所日から支援の提供を開始する体制を整え、特段の事由がない限り、毎年度継続して実施すること。

- ③ 利用方法については、「定期利用方式」(本事業のために確保した定員の範囲内で、定期利用枠を予め設定し、利用者を受入れる方法)又は「柔軟利用方式」(本事業のために確保した定員の範囲内で、自由に利用者を受入れる方法)の何れか又は両方式により実施すること。
- ④ 実施方法については、一般型(在園児と合同)又は一般型(専用室独立実施型)のいずれかを選択し、設備運営基準、職員配置基準を遵守のうえ実施すること。併せて余裕活用型の認可についてはその取得を妨げない。
- ⑤ 親子通園は、慣れるまで時間がかかることもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。※親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意すること。なお、親子通園を実施しないことができる。
- ⑥ 利用可能枠(対象子ども1人あたり月10時間を上限)の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該子どもの受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告すること。
- ⑦ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。

ウ 開所時間及び開所日

本事業の開所時間は、保育所等の開所時間内において1日あたり3時間以上とすること。

開所日は原則として保育所等の開所日とすること。ただし、閉所する曜日または閉所する日を設ける場合は、予め運営規程に明記するとともに、利用者に対して重要事項説明書により事前に説明し、同意を得ること。

エ 職員配置

木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づきウの開所時間に対し必要な保育従事者を2人以上配置すること。なお、うち1人は保育士とすること。

オ 利用料

利用料は、1人1時間あたり300円として運営事業者が徴収し、事業経費に充当すること。

(7) 職員配置

ア 保育所の施設長は、次の①から③の条件すべてを満たす者であること。

- ① 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者

(ア)保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員(就業規則上の正規職員の勤務時間を勤務する者)として2年以上の実務経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に国又は国が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

(イ)児童福祉事業に2年以上従事し、かつ、国又は国が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者。

(ウ)社会福祉主事の資格を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に国又は国が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

② 常勤であり、実際にその保育所等の運営管理業務に専従していること。

③ 委託費及び施設型給付費等からの給与支出があること。

イ 幼保連携型認定こども園の園長は次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

① 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条又は第21条に規定する要件

② 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知)別紙2のⅡの1(2)の(イ)iの(注)の要件

ウ 栄養士又は管理栄養士、看護師の配置について考慮すること。

エ 法人・施設の会計処理を適正に処理する体制をとること。

(8) その他

ア 児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に則って保育を実施すること。

イ 職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

ウ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

エ 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。

オ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。また、改善事項については、再発防止策を講じ、継続的な運営改善に努めること。

8 運営に係る給付費

(1) 施設型給付費等(公定価格に基づく運営費)

公定価格の試算については、こども家庭庁 子ども・子育て支援制度ホームページに掲載されている公定価格単価表を参照してください(地域区分:6/100)。

その他、千葉県保育士処遇改善事業、保育士配置改善事業など、各補助金の対象となる場合があります。

9 整備方法について(補助金・交付金)

制度の概要は募集要項公開時点の内容です。今後、国の制度変更により、**補助内容の変更および補助金が減額となる可能性があります**のでご注意ください。また、補助金の交付は、当該事業に係る**本市の予算が成立することが条件**となります。(※開園後に事業を廃止した場合、補助金の返還義務が生じる可能性があります。)

補助金の交付については、下記(1)・(2)の補助金を活用した木更津市民間保育園等施設整備費補助金として交付します。

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金(自ら建物を新設し所有する場合)
- (2) 保育対策総合支援事業費補助金(賃貸物件改修の場合)

10 応募手続き

(1) 事前エントリー

本募集に応募を希望する事業者は、下記期間内に「木更津市保育施設等設置運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出すること。

受付期間 令和8年9月18日(金曜日)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く。受付時間は午前9時から午後4時30分まで。)

提出日時を事前に電話予約し、エントリーシートをこども保育課に持参すること。

※エントリーシートの提出がない場合は、応募申込書の受付を行わない。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年9月18日(金曜日)から令和8年9月29日(火曜日)まで

イ 提出方法

「木更津市認可保育所等整備運営事業者募集に係る質問書」に記入のうえ、Eメールに添付して以下のメールアドレス宛に提出すること。なお、メールの件名は「【〇〇法人】木更津市認可保育所等整備運営事業者募集に係る質問書の提出について」とすること。

Eメールアドレス:kodomohoiku@city.kisarazu.lg.jp

(3) 質問の回答

令和8年10月5日(月曜日)

期間内に寄せられた質問については、後日、応募者全員にEメールにより回答します。(質問者名は公表しません。)

(4) 応募申込書

「木更津市認可保育所等整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出した者は、応募申込書と添付書類(別添 2「応募申込書及び提出書類一覧」参照)を下記「工提出先」に直接持参か郵送もしくは配送し、提出すること。

※直接持参の場合は要予約。

※申込書提出後、必要に応じて、建設用地等の現場確認を行う場合がある。

ア 受付期間 令和8年10月16日(金曜日)午後4時30分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前9時から午後4時30分まで)

イ 提出書類 別添 2「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり

※市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出部数

①正本 1 部

②副本 11 部(正本の写し)

③正本の内容を電子媒体(CD-R 等)に保存したもの 1 部(PDF 形式)

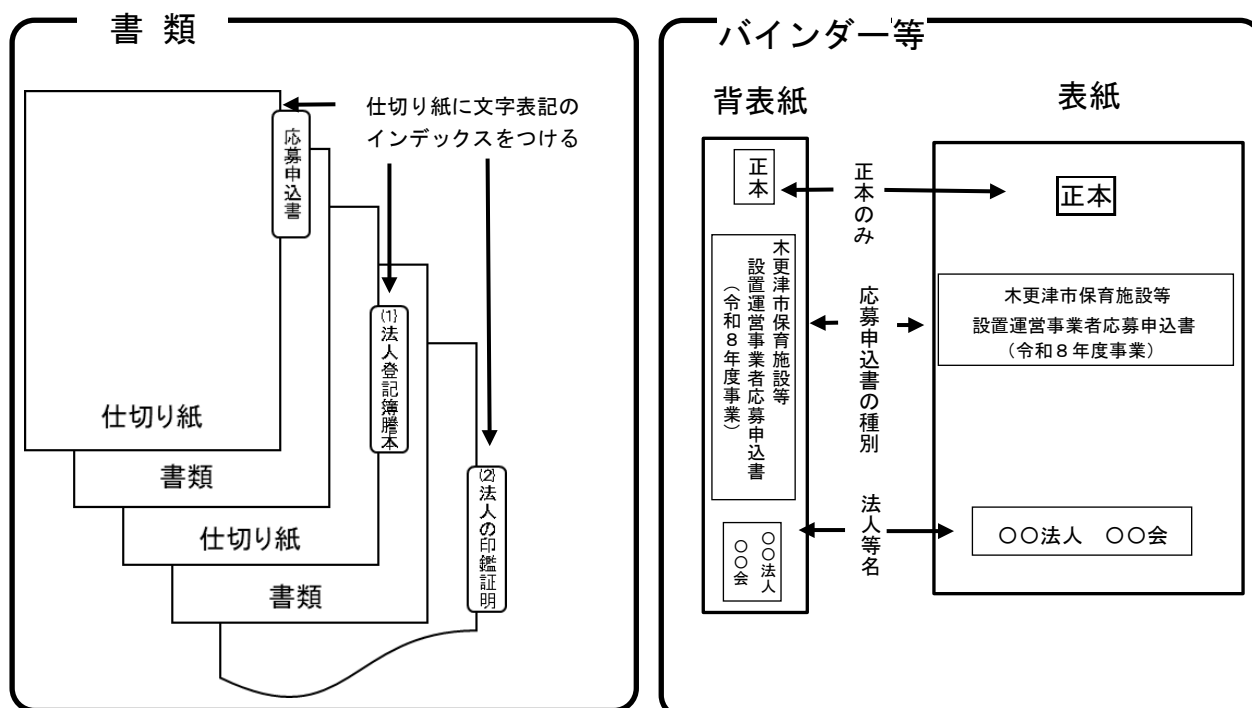
エ 提出先

木更津市こども未来部こども保育課 Tel 0438(23)7245

オ 提出書類の体裁

提出書類は以下のとおり体裁を整えて提出すること。

- 全体の目次をつけること。
- 原則として、「応募申込書及び提出書類一覧」の順番に従って綴ること。
- 項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付すこと。
- 全体をバイnder等で綴り、表紙及び背表紙に応募申込書の種別、応募法人等名、また正本には「正本」の見出しを付けること。
- 提出書類は、原則としてA4判で作成すること。(図面についてはA3判可)



※添付書類を写して提出する場合は、以下の例に従い全て代表者による原本証明を行うこと。
(正本のみ)

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和8年〇月〇日

法人名 〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇 印

(5) 注意事項

「木更津市保育施設等設置運営事業者の募集に関するエントリーシート」の提出がない場合は、応募申込書を受け付けないので注意すること。

1 1 選考及び決定

(1) 整備運営事業者の決定方法

- ア 運営事業者は、「木更津市保育施設等設置運営事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)で審査選考し、市長が決定する。
- イ 審査は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び必要に応じて現地調査を行い、総合的に評価・審査する。
- ウ 審査の結果、運営事業者なしとする場合がある。
- エ 運営事業者の応募がない場合及び運営事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合がある。
- オ 運営事業者として決定された者が、市が指定した期日までに辞退した場合又は選定が取り消された場合、審査において次点(ただし、選定委員会において選考基準点を超える評価を受けた者に限る。)となった者を繰り上げて運営事業者に決定することがある。

(2) 審査の手順

(2)―1 書類確認・現地調査(必要に応じて)

(2)―2 選定委員会による選考内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング

応募書類の内容その他について、応募者による提案説明及びヒアリングを行う。

提案説明及びヒアリングには、法人の代表者、幹部、施設長等の2名～4名程度で対応すること。

※応募者から委託された業者による提案説明は認めない。

(3) 審査項目及び審査の観点

別紙「木更津市保育施設等設置運営事業者募集 審査項目及び審査の観点」を参照

- (4) 審査結果の通知
審査結果は、全ての応募者に対して文書で通知する。
- (5) 審査結果の公表
決定した運営事業者名及び施設概要等は、市のホームページにおいて公表する。

1 2 欠格事項・禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、提案説明・ヒアリング等の審査において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。
- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後、以下の事項が確認された場合は、応募を無効とする。
 - ア 重要事項(整備場所、定員、階数、資金贈与者等)を市の承諾なく変更した場合(これ以外の項目についても変更の際には、随時事前の相談が必要となる)。
 - イ 応募書類が本募集要項記載の要件を満たさない場合。
- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認める場合、応募を無効とする。
- (5) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず、連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とする。
- (6) 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とする。
- (7) 選定後において、事業の実施に際し関係する法令等に係る許可が得られない場合、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は(1)から(6)の事項に該当したことが明らかとなった場合は、選定を取り消す場合がある。
- (8) 運営事業者が整備する園舎の全部又は一部を貸与又は担保に供した場合、選定を取り消す場合がある(担保に関しては、保育所等の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く)。

1 3 スケジュール(予定)

ホームページの公開	令和8年8月31日(月曜日)
エントリーシート受付期間	令和8年9月18日(金曜日)まで
質問の受付期間	令和8年9月18日(金曜日)から 令和8年9月29日(火曜日)まで
質問の回答	令和8年10月5日(月曜日)まで
応募申込書受付期間	令和8年10月16日(金曜日)まで
木更津市保育施設等設置 運営事業者選定委員会	令和8年11月上旬～中旬予定
運営事業者の決定	令和8年12月中旬予定 (注意) 決定を受けた運営事業者は、速やかに周辺住民等を対象とした説明会等を実施し、開設に向けた準備に着手すること。なお、整備に係る補助金を受ける場合は、交付決定前の工事着手及び工事関係手続き等は認められないため、留意すること。
認可保育所等事業所開設	令和10年4月1日(令和9年度中の開設も可)

1 4 その他

- (1) 運営事業者の選定にあたっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング審査の内容等を基に評価を行うことから、書類作成時には、「木更津市保育施設等設置運営事業者審査項目及び審査の観点」を確認のうえ、漏れのないように記載すること。
- (2) 地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等に対し、保育所等事業所開設について誠意をもって説明すること。
なお、隣接者等への説明等において、建設反対の運動等がある場合は、当該運動等への対応状況を任意様式に記載のうえ市に報告すること。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 書類等の提出のために要する費用は、全て応募者の負担とすること。
- (5) 応募締切後の応募書類の修正・追加は認めない。ただし、市からの指示により修正・追加する場合を除く。
- (6) 市から指示・指導があった場合は適切かつ誠実な対応を行うこと。
- (7) 提出された個人情報については整備運営事業者の選定の目的のみに供し、他の目的に利用しない。ただし、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 木更津市保育施設等設置運営事業者選定委員会の日程については、応募申込書受付期間終了後に個別に文書により通知する。

- (9) 運営事業者に選定された場合であっても、県や市の認可を保証するものではないことに留意すること。認可されない場合、市はいかなる責任も負わない。
- (10) 運営事業者として決定された後から施設開設までに代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがある。
- (11) 決定した運営事業者は、認可手続きを行うこととなるが、何らかの理由によりこれらの認可を受けることのできない場合は、本選考による決定を取り消すことがある。この場合において、市は応募に係る支出については一切補償しないので留意すること。
- (12) 選定後、各種手続きについて市が提示する期限を遵守すること。
- (13) 運営事業者として決定された後の応募計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないものであって、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ認める場合がある。
- (14) 運営事業者として決定された後、正当な理由なく辞退した場合、これにより生じる損害の賠償を請求する場合がある。
- (15) 運営事業者として決定された後、近隣住民及び地権者等に対し、運営事業者主催の説明会を実施するなど、関係者へ丁寧な説明を行うこと。
- (16) 応募状況等に関する問い合わせには一切応じない。
- (17) 木更津市こども未来部こども保育課及びその他関連する部署へ挨拶等の行為は一切行わないこと。